

大阪・関西万博感染症情報解析センター 業務運営要領

令和6年11月

大阪府健康医療部
大阪市健康局

目次

1 はじめに	2
1. 用語・略称	2
2. 目的	3
2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要	4
1. 大阪・関西万博感染症情報解析センターの設置及び役割	4
2. 万博における感染症対策強化の全体像	5
3 強化サーベイランスの情報収集	6
1. 強化サーベイランスの総論	6
2. 万博関連サーベイランスの情報収集	7
3. 会場内サーベイランスの情報収集	10
4. 蚊サーベイランスの情報収集	11
5. メディアサーベイランスの情報収集	12
6. 薬局サーベイランスの情報収集	13
4 リスク評価及び週報等の還元	14
1. リスク評価	14
2. 週報等の還元	14
5 一般住民等への情報発信及び関係機関との連携	16
1. 一般住民等への情報発信	16
2. 関係機関との連携	16

(参考資料)

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価

1 はじめに

1. 用語・略称

本要領で使用する用語・略称は、本文内で別に定めるものを除き、表1によるものとする。

【表1】用語・略語等

用語・略語等	意味
都道府県等	都道府県、保健所設置市及び特別区を指す
大阪健康安全基盤研究所	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を指す
マスギャザリング	一定期間に限られた地域において、同一目的で集合した多人数の集団
サーベイランス	調査・監視
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の略称
感染症発生動向調査	感染症法に基づき、都道府県等が行う全数把握及び定点把握の感染症に係る患者及び病原体の情報収集・分析等を行うサーベイランス事業
疑似症サーベイランス	感染症法第14条の規定により実施される疑似症（発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。）のサーベイランスを指す
万博	2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を指す
万博協会	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を指す
会場	万博の運営に係る会場として使用するすべての区域を指す
医療救護施設	会場内に設置する診療所及び応急手当所
万博関係者 ※万博協会策定「2025年日本国際博覧会における会場衛生基本計画」に規定する非公式参加者、一般営業参加者及びその他博覧会に参画する事業者を含む。	国・地域及び国際機関からの公式参加者、パビリオン出展・催事・運営・営業等に係る万博会場での業務に従事する者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、国・大阪府市・警察・消防等の関係機関からの従事者及び主催者である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を指す
来場者	入場チケットを利用して万博に来場した者を指す

2. 目的

大阪・関西万博は、開催期間（令和7年4月13日から10月13日まで）の前後を含め、万博関係者や来場者など国内外から多数の来訪者が、会場のある大阪市内を中心とした大阪府及びその近郊に訪れることが想定される極めて大規模な国際的マスギャザリングである。マスギャザリング・イベントでは感染症の発生リスクが高まることから、感染症対策の強化が求められ、感染症法に基づく感染症発生動向調査の感度を上げるなどの対策が必要となる。

そのため、安全・安心な万博の開催に向けて、感染症発生動向調査に加えて、様々な観点から幅広く感染症の発生及びそれら兆候の探知（強化サーベイランス）を行い、感染症の発生リスクを評価するとともに、関係者への速やかな情報連携や一般住民等への正確な啓発・注意喚起を行う体制を構築することが極めて重要である。

本要領は、それらの体制構築のため2025年大阪・関西万博推進本部医療衛生部会が設置する大阪・関西万博感染症情報解析センター^{*1}の業務の内容及び運営方法を定める。

*1 大阪・関西万博感染症情報解析センター設置要綱（令和5年11月14日付施行）

2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要

1. 大阪・関西万博感染症情報解析センターの設置及び役割

本要領に規定する大阪・関西万博感染症情報解析センター（以下、「解析センター」という。）の設置及び役割は、次に掲げるものとする。

(1) 設置

解析センターの設置に係る内容は、次の各号とする。

- ① 設置・運営：地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
なお、解析センター長は、同所に置くものとする。
- ② 構 成 員：以下の4者で構成し、大阪健康安全基盤研究所以外の構成員は、必要に応じて招集するものとする。
大阪府(主担当：健康医療部保健医療室感染症対策課)
大阪市(主担当：健康局大阪市保健所感染症対策課)
大阪健康安全基盤研究所(主担当：公衆衛生部健康危機管理課)
国立感染症研究所^(※)(主担当：実地疫学専門家養成コース(FETP)、実地疫学研究センター)
(※) 令和7年4月からは国立健康危機管理研究機構(JIHS)の担当部署
(以下、構成員の名称を用いるときは、別に定めるものを除き、各主担当を指すものとする。)
- ③ 設置期間：令和7年1月1日から12月31日まで
- ④ 運用期間：令和7年1月14日から11月30日まで
ただし、期間を変更する場合は、構成員で協議するものとする。
- ⑤ 運用時間：平日9時30分から17時まで
ただし、速やかに対応が必要な事案を探知したときは、上記時間外も対応を行う。

(2) 業務内容及び構成員の役割

- 1) 解析センターの業務内容は、次の各号とする。
 - ① 各サーベイランスによる感染症の探知・情報収集
 - ② 感染症情報の解析評価及び週報等の作成
 - ③ 保健所、万博協会への情報還元
 - ④ 一般住民、来場者等への感染症の情報発信
 - ⑤ 関係機関との情報連携
- 2) 解析センターとしての各構成員の主な役割は、次の各号とする。なお、全ての構成員において、万博協会と相互に連携を行うものとする。
 - ① 大阪健康安全基盤研究所は、府内の感染症の探知、各サーベイランスの情報収集の統括、専門的見地による解析評価、週報等の作成及び情報還元並びに一般住民、来場者等への情報発信等を行う。
 - ② 国立感染症研究所は、国内外の万博に関連する感染症情報を収集、大阪健康安全基盤研

研究所、大阪府、大阪市と連携し専門の見地から解析、リスク評価、週報作成等について技術支援を行う。

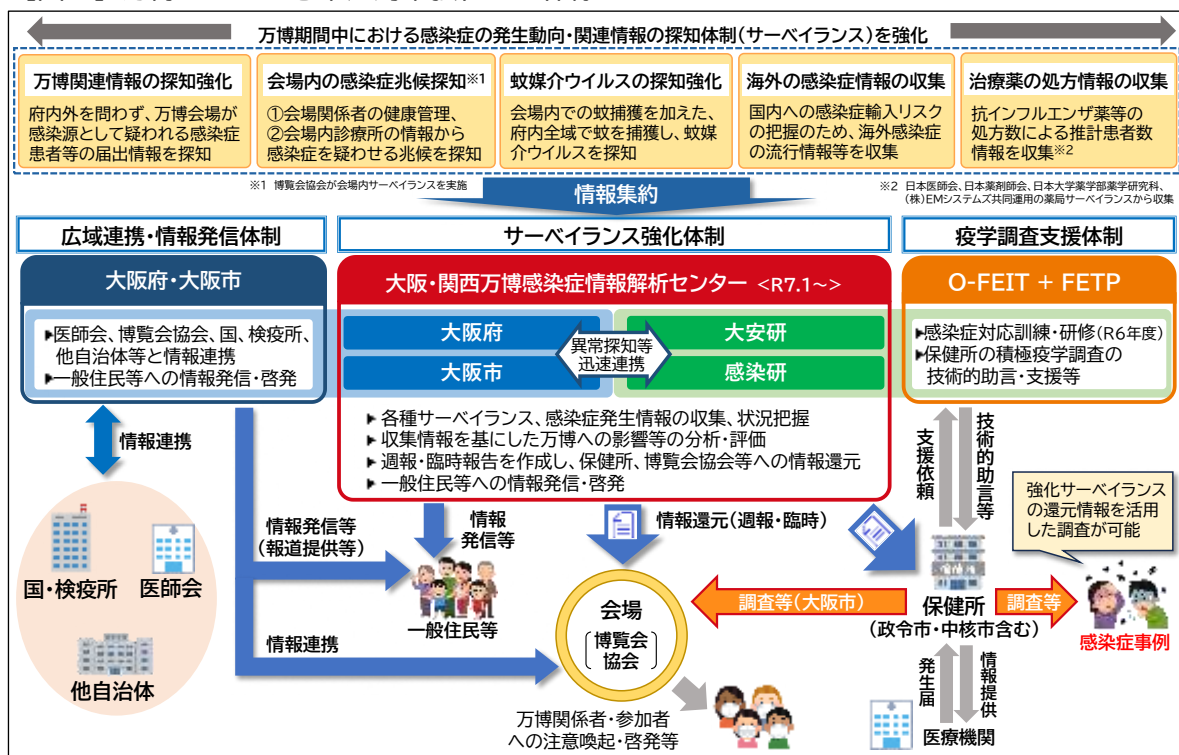
③ 大阪府は、府内の感染症の探知（積極的疫学調査を含む。）、サーベイランスの実施、国等の広域を含めた関係機関との情報連携等を行う。

④ 大阪市は、会場内を含む市内の感染症の探知（積極的疫学調査を含む。）、サーベイランスの実施、関係機関との情報連携等を行う。

2. 万博における感染症対策強化の全体像

万博においては、後述する解析センターによる各サーベイランスの情報収集・解析評価・情報還元体制を中心に、万博の開催における感染症対策の強化を行う。

【図1】万博における感染症対策強化の全体像



3 強化サーベイランスの情報収集

1. 強化サーベイランスの総論

万博でのサーベイランスにおいて、会期前は、サーベイランスのベースラインデータを取得し、会期中に備える必要がある。また、会期後は、万博関係者及び来場者の滞在期間及び感染症の潜伏期間等を考慮する必要があることから、会期中だけでなく、その前後にかけて一定期間、サーベイランスの強化を行う必要がある。

また、国内外からの多数の来訪者が見込まれる国際的なマスギャザリングであることを踏まえ、感染症発生動向調査の徹底とそれに加え、様々な観点から幅広く感染症の発生及びそれら兆候を探知し、総合的に感染症の発生リスクを評価することが重要である。

これらのことから、国のリスク評価*²（注釈について以下同じ。）も参考にしながら、会期前後にかけて持続的に収集可能な次に掲げるサーベイランスを強化サーベイランスとして位置付け、大阪健康安全基盤研究所が中心となって情報収集し、「4 リスク評価及び週報等の還元」に規定する万博に対するリスク評価(P.14)を行う。

なお、各強化サーベイランスの内容について、状況等の変化により変更する必要がある場合は、解析センター構成員等の関係者で協議の上、変更するものとする。

(1) 感染症発生動向調査の強化による万博関係者及び来場者の感染症探知（万博関連サーベイランス）

感染症発生動向調査の強化により、万博関係者及び来場者の患者情報を収集する。

(2) 万博協会が探知した会場内の感染症情報の収集（会場内サーベイランス）

万博協会が集約する万博関係者の健康管理情報及び医療救護施設で感染症の疑いがあると診察された患者情報を収集する。

(3) 蚊媒介感染症に係る媒介蚊サーベイランスの結果収集（蚊サーベイランス）

大阪府、大阪市及び府内保健所設置市が実施する感染症媒介蚊サーベイランスの検査結果を収集する。

(4) メディア情報等による国内外の感染症情報の収集（メディア情報サーベイランス）

万博に影響のある国内外の感染症に関するメディア情報を収集する。

(5) 外部団体が実施する薬局サーベイランスの活用（薬局サーベイランス）

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、日本大学薬学部薬学研究科、株式会社EMシステムズの4者が共同運用し、公開している薬局サーベイランスの情報から、抗インフルエンザ薬等の処方数による推計患者数を収集する。

*2 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けての感染症リスク評価（令和6年1月9日付国立感染症研究所策定）

2. 万博関連サーベイランスの情報収集

(1) サーベイランスの実施主体

都道府県等が実施する。

(2) 収集目的

都道府県等が行う感染症発生動向調査について、国の事務連絡^{*3}(注釈について以下同じ。)に基づき、万博関係者及び来場者の感染状況(以下、「万博関連事例」という。)を国の感染症サーベイランスシステムを通じて把握できるようになる等、取組みが強化される。この全国的な取組強化を通じて、万博関連事例の早期探知のため、府内外を問わず情報を収集する。

(3) 収集情報

収集する府内外の万博関連事例の情報は、感染症法に規定する1～5類感染症の患者及び疑似症サーベイランスで報告された患者のうち、万博関係者又は来場者であることが特定されており、かつ次の各号のいずれか又は両方に該当するものとする。

- ① 会場が感染機会として疑われる事例
- ② 感染性がある期間に会場内の行動歴がある事例

【表2】情報収集を行う万博関連事例の想定

区分	感染症	①	②
強化サーベイランス対象疾患	麻しん、侵襲性髄膜炎菌感染症、MERS、 会場内で提供された食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症	○	○ ^{※4)}
食品媒介感染症	細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、A型肝炎 コレラ ^{※1)} 、E型肝炎 ^{※1)}	○	○ ^{※4)}
蚊媒介感染症 ダニ媒介感染症	ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、日本紅斑熱、 つつが虫病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等	○	—
バイオテロ関連疾患	天然痘、バスト、炭疽	○	—
その他	風しん	○	○
	レジオネラ症、百日咳 ^{※2)} 、原因不明の重症感染症 ^{※3)} 等	○	—

○:収集、—:基本的に収集しないものの必要に応じて対象とする可能性あり

※1)集積を探知した場合は、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、A型肝炎と同様の情報収集を行う。

※2)百日咳は、国の事務連絡においても万博関連事例として把握する疾患ではないものの、万博関係者に関連した集団発生等も想定されることから、発生届の感染原因等欄により状況を把握する。

※3)疑似症サーベイランス

※4)腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、A型肝炎、コレラ、E型肝炎については、患者が万博関係者の場合を対象とする。ただし、必要に応じて来場者の症例も対象とする可能性あり。

*3 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について(令和6年9月6日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課)

(4) 収集方法

大阪健康安全基盤研究所が中心となり、次に掲げる方法により収集する。

1) 感染症サーベイランスシステムからの収集

大阪健康安全基盤研究所は、国の事務連絡に基づき次の各号により感染症サーベイランスシステムに入力された万博関連の府内の届出情報を収集する。

なお、府外の届出情報は、感染症発生動向調査実施要綱に定める業務として国立感染症研究所が集計・分析評価し、必要に応じ適切な方法で大阪健康安全基盤研究所に提供する。

① 医師による発生届からの探知

医療機関は、感染症診断時に万博関係者又は来場者のいずれかを探知した場合等において、発生届にその旨を記載する。発生届を受理した保健所は、それを感染症サーベイランスシステムへ入力する。(医療機関がシステムに直接入力する場合を除く。)

② 保健所による積極的疫学調査からの探知

保健所は、疑似症サーベイランスを含め万博関係者又は来場者で会場が感染機会として疑われる事例を探知した場合において、感染症サーベイランスシステムにその旨を入力する。

2) 保健所等からの収集

大阪健康安全基盤研究所は、感染症サーベイランスシステム等から探知した情報を基に、必要に応じて府内の保健所等から情報収集を行う。なお、府外の情報収集については感染症発生動向調査に関わる業務として必要に応じて国立感染症研究所より各自治体担当部局等に対して行う。

3) 大阪市からの収集

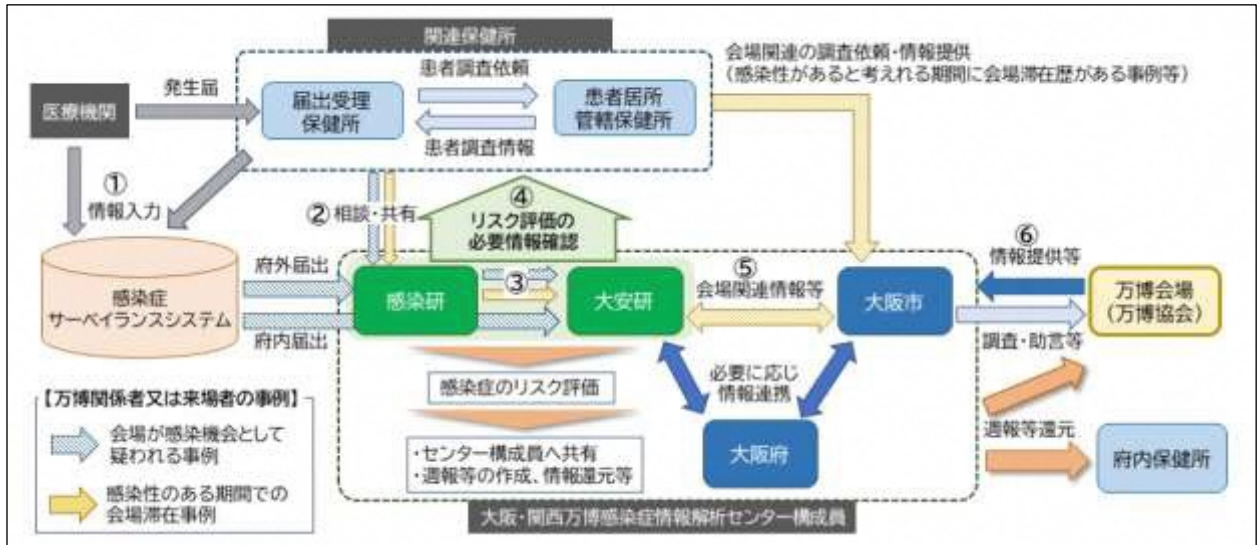
大阪市は、他の保健所等から会場関連の情報提供又は調査依頼等を受けた場合は、大阪健康安全基盤研究所と適宜連携する。

(5) リスク評価等のための確認

大阪健康安全基盤研究所はリスク評価や異常探知時の確認等のために追加で情報を必要とする場合は保健所等に対し確認を行う。

なお、府外の情報確認については感染症発生動向調査に関わる業務として必要に応じて国立感染症研究所より各自治体担当部局等に対して行う。

【図2】感染症発生動向調査による万博関連の情報収集フロー



(6) 収集期間

国の事務連絡を踏まえ、「2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要」の1.

(1) ④に定める期間を越えない範囲で、関係機関と調整した期間とする。

3. 会場内サーベイランスの情報収集

(1) サーベイランスの実施主体

万博協会が実施する。

(2) 収集目的

万博関係者は、会期前後にかけて、国内外を問わず膨大な人数が大阪府域を中心に滞在し従事することが想定される。また、医療救護施設では、輸入感染症例等の感染症を疑う者の受診が想定される。これらを踏まえ、会場内の感染状況を把握するため、万博関係者の日々の健康管理情報や医療救護施設で診察した症例の情報を収集する。

(3) 収集情報

収集情報は、万博協会が行う会場内サーベイランスに基づき、次に掲げるものとする。

ただし、万博協会がその内容を変更したときは、変更内容に応じて情報収集を行う。

- 1) 万博関係者の日々の健康管理情報（発熱、咳等の呼吸器症状、下痢嘔吐等の消化器症状、全身性発疹等）
- 2) 医療救護施設で診察された感染症を疑う患者情報等（発熱、急性呼吸器感染症、消化器症状、皮疹、髄膜炎症状、重症感染症疑い等）

(4) 収集方法

大阪健康安全基盤研究所が、万博協会から情報提供を受ける。

(5) リスク評価等のための確認

大阪健康安全基盤研究所は、リスク評価や異常探知時の確認等のために追加で情報を必要とする場合は、万博協会に対し確認を行う。

(6) 収集期間

「2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要」の1.(1)④に定める期間を越えない範囲で、万博協会と調整した期間とする。

4. 蚊サーベイランスの情報収集

(1) サーベイランスの実施主体

大阪府及び府内保健所設置市が実施する。

(2) 収集目的

万博の会期には、蚊の繁殖時期が含まれており、会場内においても蚊が繁殖、生息しやすい環境が存在する。また、海外からの来訪者による蚊媒介感染症の輸入症例の増加も懸念される。これらを踏まえ、府内広域の蚊の病原体保有状況を把握するため、通例、実施主体が取り扱う蚊サーベイランスの結果情報を集約する。

(3) 収集情報

収集情報は、実施主体が府内各所で捕獲した蚊を対象とした蚊媒介感染症ウイルス検査の結果情報とする。

1) 捕獲箇所数（予定）

会場内2か所を含む府全域約50箇所

2) 対象ウイルス（予定）

ウエストナイルウイルス^(※)、ジカウイルス^(※)、チクングニアウイルス、デングウイルス^(※)、日本脳炎ウイルス^(※)（フラビウイルス属^(※)のみを検査している場合を含む。）

(4) 収集方法

大阪健康安全基盤研究所が、所内及び堺市衛生研究所の各検査担当課から結果情報を収集する。

(5) リスク評価等のための確認

大阪健康安全基盤研究所は、リスク評価や異常探知時の確認等のために追加で情報を必要とする場合は、各検査担当課やサーベイランスの実施主体に対し確認を行う。

(6) 収集期間

令和7年度における実施主体の蚊サーベイランス事業に基づく期間とする。

5. メディア情報サーベイランスの情報収集

(1) サーベイランスの実施主体

国立感染症研究所が中心となり実施する。

(2) 収集目的

国内外で流行する万博に影響のある感染症（疑い）に関する情報を把握する。

(3) 収集情報

国内外のメディアより情報収集する。

(4) 収集方法

インターネット等で収集し、大阪健康安全基盤研究所へ共有する。

(5) リスク評価等のための確認

国立感染症研究所は、異常の確認、リスク評価等のため必要に応じて追加の情報収集・確認を行う。

(6) 収集期間

「2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要」の1.(1)④に定める期間を越えない範囲で、関係者間で調整した期間とする。

6. 薬局サーベイランスの情報収集

(1) サーベイランスの実施主体

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、日本大学薬学部薬学研究科、株式会社EMシステムズの4者が共同運用し、公開している薬局サーベイランスを活用する。

(2) 収集目的

抗インフルエンザ薬等の処方数による推計患者数の把握のため、公開されている薬局サーベイランスの情報を収集する。

(3) 収集情報

薬局での抗インフルエンザ薬の処方数から算出された推計患者数（必要に応じて、抗生物質製剤等の処方数から算出された推計患者数も収集する。）

(4) 収集方法

大阪健康安全基盤研究所が、インターネット上で公開されている薬局サーベイランスの情報を収集する。

(5) リスク評価等のための確認

大阪健康安全基盤研究所は、リスク評価や異常探知時の確認等のために追加で情報を必要とする場合は、可能な範囲で実施主体に対し確認を行う。

(6) 収集期間

「2 大阪・関西万博感染症情報解析センターの概要」の1.(1)④に定める期間とする。

4 リスク評価及び週報等の還元

1. リスク評価

大阪健康安全基盤研究所は、国立感染症研究所と連携しながら、各強化サーベイランスから得た情報を基に、以下の観点を踏まえ、万博周辺地域（大阪府及び近隣府県等）における感染症のリスク評価を行う。

(1) 万博関連サーベイランス

- ① 会場及び万博関係者の宿泊施設等（以下、「会場等」という。）が感染源と推定され、他の不特定の者が曝露した可能性があるか
- ② 感染性があると考えられる期間に会場等に滞在したと考えられ、他の不特定の者に感染拡大する恐れがあるか。

(2) 会場内サーベイランス

万博関係者の健康管理情報や医療救護施設での診療情報等から、市中の感染状況と異なる徴候や感染症を疑う症例の異常な集積がないか等。

(3) 蚊サーベイランス

蚊媒介感染症ウイルスが検出されていないか。（輸入感染症例の発生状況も考慮）

(4) メディア情報サーベイランス

輸入感染症例の増加因子や国内での広域感染事例等、万博周辺地域に影響を及ぼす可能性のある感染症情報はないか等。

(5) 薬局サーベイランス

感染症発生動向調査によるインフルエンザ発生状況等（定点）と比較して、異なる徴候がないか等。

2. 週報等の還元

(1) 週報及び臨時報について

各強化サーベイランスの情報及びリスク評価の結果は、解析センターの週報及び臨時報として関係機関へ情報還元し、万博会期中の感染症対応に資する。

1) 週報について

- ① 目的
万博周辺地域への感染拡大のリスクが低いものについて関係機関へ共有する。
- ② 還元頻度
原則、週1回還元する。

2) 臨時報について

- ① 目的
万博が関連する万博周辺地域への感染拡大のリスクが高いもの（報道提供を行うべき

事案を含む。)について、関係機関に対し速やかに注意を促す。

② 還元頻度

必要に応じて、その都度還元する。

ただし、還元のタイミングが、週報と重複する場合は、臨時報で記載すべき内容を入れて週報で還元する。

(2) 週報及び臨時報の作成について

1) 週報の作成

大阪健康安全基盤研究所は、国立感染症研究所との連携により週報案を作成し、解析センターの構成員による確認を経て、週報を完成させる。その際、必要に応じて、解析センターの構成員で対面形式又はWEB形式等のミーティングを行う。

2) 臨時報の作成

大阪健康安全基盤研究所は、臨時報を還元する必要がある事案(報道提供を行うべき事案を含む。)を把握したときは、解析センターの構成員へ速やかに共有を行い、国立感染症研究所との連携により臨時報案を作成し、解析センターの構成員による確認を経て、臨時報を完成させる。その際、必要に応じて、解析センターの構成員で対面形式又はWEB形式等のミーティングを行う。

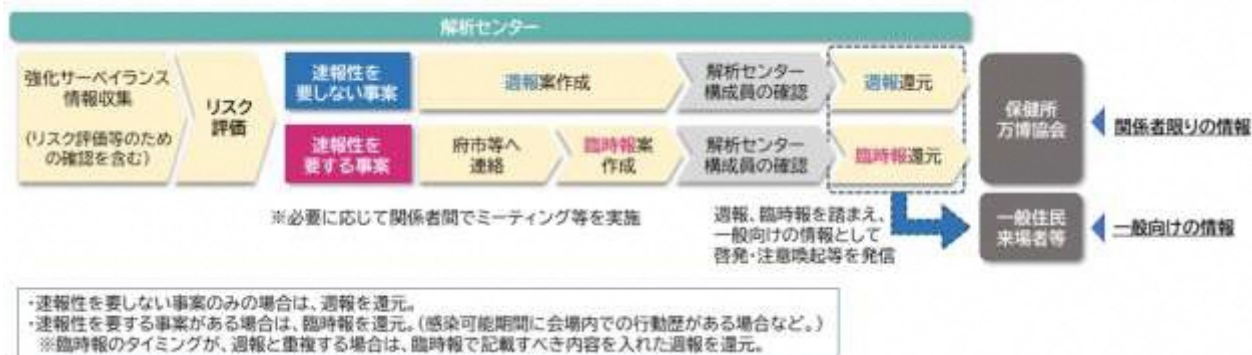
(3) 週報及び臨時報の還元について

週報又は臨時報は、大阪健康安全基盤研究所から強化サーベイランスの協力関係機関である保健所及び万博協会へ還元する。

また、情報還元を受けた保健所は、地域の感染状況を周知する必要があると認めるときは、保健所の判断により管内の医療機関へ情報提供して差し支えないものとする。その場合において、保健所は、提供する情報を限定する等、適宜判断するものとする。

なお、週報及び臨時報には、一般に公開されていない機密性の高い情報も含まれていることから、幅広く一般住民等へは情報提供を行わない。

【図3】情報収集から週報・臨時報還元までの流れ



5 一般住民等への情報発信及び関係機関との連携

1. 一般住民、報道機関等への情報発信

大阪健康安全基盤研究所は、解析センターとしてホームページ等により、一般住民や国内外からの来場者等に対し、積極的に感染予防の普及啓発や感染症に関する注意喚起を行う。

なお、大阪府及び大阪市は、感染症予防の普及啓発等を行うとともに、万博を端緒とした感染拡大を防ぐため、幅広く一般住民、来場者及び報道機関等に対し注意喚起する必要があるときは報道提供等を行う。

2. 関係機関との連携

(1) 万博協会との連携

解析センターの構成員は、大阪健康安全基盤研究所及び大阪市を中心に、万博協会と連携、情報収集しながら、会場内での感染症の発生状況について情報共有を行う。

また、会場内の健康危機管理体制に供することができるよう、万博協会に対し、週報及び臨時報により情報還元を行う。

(2) 行政機関への情報共有・連携

大阪府及び大阪市は、必要に応じて、国、都道府県、保健所設置市及び検疫所等と情報共有を行い、適宜連携しながら、万博会期中の感染対策強化を行う。

(3) 大阪府医師会等への情報共有

大阪府及び大阪市は、感染症の発生や診断時に留意すべき事項等について、医療機関へ周知する必要があるときは、大阪府医師会等の協力を得ながら、円滑に情報共有するものとする。